〔資料協定第 99〕

災害時における協力体制に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と学校法人　昭和女子大学（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合に、区民、在学在勤者等の安全確保、生活復興等の応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、区民、在学在勤者等（以下「区民等」という。）の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、乙に前条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ指定した甲、乙双方の職員を通じて行うものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

（協力内容）

第４条　　前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

（１）区民等の安全確保のため、乙の指定する大学施設の一部の一時的避難施設としての提供及び設備の利用（甲が地域防災計画においてあらかじめ規定する避難所等への避難が、災害状況及び天候等により、困難な場合の二次的施設としての使用に限る。）

（２）物資集積及び配送拠点並びに仕分けに必要な場所及び施設の提供

（３）大学施設に収容した被災者への応急医療資材及び備蓄資機材の提供（提供できる資機材等を有しない場合を除く。）

（４）区の災害対策組織への施設提供

（５）甲から派遣要請のあった被災場所及び避難場所等への学生・教職員ボランティアの派遣

（６）その他の協力要請事項

（施設提供期間）

第５条　前条第１号に規定する避難施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間（７日間）として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、甲及び乙の協議により決定する。

（経費の負担）

第６条　第４条の協力に要した経費で区長が必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続きにより甲が負担するものとする。

（損害補償）

第７条　甲は、甲の要請に基づき乙の学生及び教職員が、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（実施細目）

第８条　この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成１８年３月２２日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
（甲）世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区太子堂一丁目７番
（乙）学校法人　昭和女子大学
代表者　理　事　長

※　同内容の協定書を、下記の相手方とも平成 18 年 3 月 22 日付で締結している。

・相手方　東京都世田谷区駒沢一丁目２３番１号
駒澤大学
代表者　学長

・相手方　東京都世田谷区桜上水三丁目２５番４０号
日本大学文理学部
代表者　文理学部長

・相手方　東京都世田谷区等々力六丁目３９番１５号
学校法人　産業能率大学
代表者　理事長

・相手方　東京都世田谷区砧五丁目２番１号
日本大学商学部
代表者　商学部長

・相手方　東京都世田谷区深沢七丁目１番１号
日本体育大学・日本体育大学女子短期大学部
代表者　学長

※　同内容の協定書を下記の相手方とも平成 23 年 7 月 19 日付で締結している。

・　相手方　東京都世田谷区成城六丁目１番２０号
学校法人　成城学園
代表者　理事長

※　同内容の協定書を下記の相手方とも平成 25 年 2 月 5 日付で締結している。

・　相手方　東京都世田谷区上野毛三丁目 15 番 34 号
学校法人　多摩美術大学
代表者　学長

〔資料協定第 100〕

災害時における協力体制に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と学校法人昭和女子大学（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合に、区民、区内在学在勤者（以下「区民等」という。）の安全確保、生活復興等の応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合における区民等の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、乙に前条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ指定した甲、乙双方の職員を通じて行うものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りでない。

（協力内容）

第４条　前条の規定により乙が行う協力の内容は、次に掲げるものとする。

（１）区民等の安全確保のため、乙の指定する施設の一時的避難施設としての提供及び設備を使用させること（甲が地域防災計画において規定する避難所等への避難が災害の状況、天候等により困難である場合の二次的施設としての使用に限る。）。

（２）物資集積及び配送拠点並びに仕分けに必要な場所及び施設を提供すること。

（３）区立・小中学校の教育機能の補完として必要な場所及び施設を提供すること。

（４）乙の施設に収容した被災者に対する応急医療資材及び備蓄資機材（以下「資機材等」という。）の提供（提供することが可能な資機材等を有していない場合を除く。）

（５）甲の災害対策組織へ乙の施設を提供すること。

（６）その他の協力要請事項

（協力期間）

第５条　前条第１号に規定する避難施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の２週間を目処として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて協力する場合は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する協力に要する経費の負担者及びその額は次のとおりとする。

（１）第４条第１号から第４号の施設に係る使用料および賃借料は、無償とする。

（２）第４条第１号から第６号までの協力に係る経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第７条　甲は、甲の要請に基づき乙の学生及び教職員が、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害を有する状態になったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（実施細目）

第８条　この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１箇月前までに、甲乙いずれからも有効期間の延長をしない旨の書面による申し出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第１１条　平成１８年３月２２日甲乙間で締結した「災害時における協力体制に関する協定書」は、廃止する。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２８年７月２９日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区太子堂一丁目　７番５７号
乙　学校法人　昭和女子大学
代表者　理　事　長

〔資料協定第 101〕

災害時における協力体制に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と学校法人国士舘（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合に、区民、在学在勤者等の安全確保、生活復興等の応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合における区民等の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、乙に前条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ指定した甲乙双方の職員を通じて行うものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容に従い、可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

（協力内容）

第４条　　前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

（１）区民等の安全確保のため、乙の指定する施設の一時的避難施設としての提供及び設備を使用させること（甲が地域防災計画においてあらかじめ規定する避難所等への避難が災害状況及び天候等により困難な場合の二次的施設としての使用に限る。）

（２）物資集積及び配送拠点並びに仕分けに必要な場所及び施設の提供

（３）乙の施設に収容した被災者に対する応急医療資材及び備蓄資機材の提供（提供できる資機材等を有しない場合を除く。）

（４）甲の施設が使用不可能な場合、区の災害対策組織への施設提供

（５）甲から派遣要請のあった被災場所及び避難場所等への学生・教職員ボランティアの派遣

（６）その他の協力要請事項

（施設提供期間）

第５条　前条第１号に規定する避難施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の２週間を目処として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、甲及び乙の協議により決定する。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する協力に要する経費の負担者及びその額は次のとおりとする。

（１）第４条第１号から第６号の施設に係る使用料及び賃借料は、無償とする。

（２）第４条第２号から第６号までの協力に係る経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第７条　甲は、甲の要請に基づき乙の学生及び教職員が、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（実施細目）

第８条　この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１箇月前までに、甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第１１条　平成２０年３月２６日甲乙間で締結した「災害時における協力体制に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２８年７月２６日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

（甲）　世田谷区

代表者　世田谷区長

東京都世田谷区世田谷四丁目２８番１号

（乙）　学校法人　国士舘

代表者　理　事　長

〔資料協定第 102〕

災害時における協力体制に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合に、区民及び学生・教職員の安全確保、生活復興等の応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、区民及び学生・教職員の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、前条に規定する協力を乙に要請する場合は、あらかじめ甲乙双方が指定した職員を通じて行うものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りでない。

（協力内容）

第４条　前条の規定による協力の内容は、次に掲げるものとする。

⑴　地域の安全確保のため、乙の指定する施設の一時的避難施設としての提供及び設備の使用（甲が地域防災計画において規定する避難所等への避難が災害の状況、天候等により困難である場合の２次的施設としての使用に限る。）

⑵　甲との協議、連携により大学周辺の被災地域、避難場所等での学生・教職員のボランティア活動

⑶　その他の協力要請事項

（協力期間）

第５条　前条に規定する協力の期間は、原則として災害発生直後の７日間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて協力する場合は、甲乙協議の上決定する。

（経費の負担）

第６条　第４条の協力に要した経費のうち区長が必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続により、甲が負担するものとする。

（損害補償）

第７条　学生及び教職員が、甲との協力体制のもと、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害を有する状態になったときは、水防又は応急措置の業務に従

事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（実施細目）

第８条　この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１月前までに、甲乙いずれからも有効期間の延長をしない旨の書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２９年５月１日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長　　保　坂　展　人

東京都世田谷区桜丘一丁目１番１号
乙　東京農業大学
代表者　学長　　髙　野　克　己

〔資料協定第 103〕

災害時における協力体制に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と株式会社ティップネス喜多見店（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合に、区民等の安全確保等の応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、区民等の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、乙に前条に規定する協力を依頼する場合は、あらかじめ指定した甲、乙双方の職員を通じて行うものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

（協力内容）

第４条　前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

（１）区民等の安全確保のため、乙の運営するティップネス喜多見店の一部の一時的避難施設としての提供及び設備の利用（甲が地域防災計画においてあらかじめ規定する避難所等への避難が、災害状況及び天候等により、困難な場合の二次的施設としての使用に限る。）

（２）区の災害対策組織への施設提供

（３）その他の協力要請事項

（施設提供期間）

第５条　前条第１号に規定する避難施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間（７日間）として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、甲及び乙の協議により決定する。

（経費の負担）

第６条　第４条の協力に要した経費で区長が必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続きにより甲が負担するものとする。

（損害補償）

第７条　甲は、甲の要請に基づき乙の職員が、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより

死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事し

た者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づきその損害を保障するものとする。

（実施細目）

第８条　この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２．前項にかかわらず、乙が施設の所有者との間で締結した賃貸借契約が理由のいかんを問わず終了したときは、この協定も同時に終了するものとする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２９年１２月１９日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区喜多見九丁目２５番８号
乙　株式会社ティップネス喜多見店
代表者　支配人

〔資料協定第 104〕

災害時における協力体制に関する協定実施細目

世田谷区（以下「甲」という。）と株式会社ティップネス喜多見店（以下「乙」という。）は、「災害時における協力体制に関する協定書」（以下「協定」という。）第８条に規定する実施細目について、次のとおり定める。

（一時的避難施設の提供及び設備の利用）

第１条　協定第４条第１号に規定する協力の内容の細目は、次のとおりとする。

（１）乙は、乙が運営するティップネス喜多見店を避難施設として、次に掲げる施設を指定する。ただし、災害時において、乙の職員等の避難のために施設を使用する場合、もしくは改修又は改築中の建築物及び倒壊の恐れがあり危険であると判断した施設は、利用できないものとする。

ア　　１階　Ａスタジオ

イ　　１階　Ｂスタジオ

ウ　　１階　トレーニングジム

（２）一時的避難施設として提供する期間中の施設の管理は甲の責任において　行う。

（３）甲は、乙が早期に営業活動を再開できるよう配慮するとともに、一時的避難施設としての使用期間が終了した時点で使用終了届を提出し、施設の原状回復を行い、乙の確認を受け、速やかに引き渡すものとする。

（区の災害対策組織への施設提供）

第２条　協定第４条第２号の規定により提供する施設は、次のとおりとする。

（１）区の災害対策組織とは、拠点隊（喜多見まちづくりセンター）等とする。

（２）提供する施設は、原則として第１条第１号に掲げる施設とする。

（協力要請等）

第３条　協定第２条の規定による協力の要請は、甲が乙に対し、文書又は口頭で通知する方法による。

２　前項の通知は、甲のうち世田谷区危機管理室災害対策課長又は世田谷区砧総合支所地域振興課長の職にあるものが、乙に対して行うものとする。

甲及び乙は、この実施細目の成立を証するため本実施細目を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２９年１２月１９日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区喜多見九丁目２５番８号
乙　株式会社ティップネス喜多見店
代表者　支配人

〔資料協定第 105〕

災害時における協力体制に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と学校法人二階堂学園　日本女子体育大学（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合に、区民、区内在学在勤者等（以下「区民等」という。）の安全確保、生活復興等の応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合における区民等の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、乙に前条の規定する協力を要請する場合は、あらかじめ指定した甲乙双方の職員を通じて行うものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容に従い、可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

（協力内容）

第４条　前条の規定により乙が行う協力の内容は、次に掲げるものとする。

（１）区民等の安全確保のため、乙の指定する施設の一時的避難施設としての提供及び設備を使用させること（甲が地域防災計画において規定する避難所等への避難が災害の状況、天候等により困難である場合の二次的施設としての使用に限る。）。

（２）物資集積及び配送拠点並びに仕分けに必要な場所及び施設を提供すること。

（３）乙の施設に収容した被災者に対する応急医療資材及び備蓄資機材（以下「資機材等」という。）の提供をすること（提供することが可能な資機材等を有していない場合を除く。）。

（４）甲の災害対策組織へ乙の施設を提供すること。

（５）甲から要請のあった被災場所及び避難場所等へ学生・教職員ボランティアを派遣すること。

（６）周辺住民への飲料水を提供すること。

（７）その他の協力要請事項

（協力期間）

第５条　前条第１号に規定する避難施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の２週間を目処として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて協力する場合は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する協力に要する経費の負担者及びその額は次のとおりとする。

（１）第４条第１号から第５号の施設に係る使用料及び賃借料は、無償とする。

（２）第４条第２号から第６号までの協力に係る経費の負担者及びその額は、法令等に定めがある場合を除き、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第７条　甲は、甲の要請に基づき乙の学生及び教職員が、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害を有する状態になったときは、水防又は応急措置の業務に従事したものの損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（実施細目）

第８条　この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１箇月前までに、甲乙いずれからも有効期間の延長をしない旨の書面による申し出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第１１条　平成２６年３月２５日甲乙間で締結した「災害時における協力体制に関する協定書」は、廃止する。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２９年６月２３日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長　保坂　展人

東京都世田谷区北烏山八丁目１９番１号

乙　学校法人　二階堂学園

代表者　理事長　　小林　敬治

〔資料協定第 106〕

洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合における
避難所施設利用に関する協定書

世田谷区長を「甲」とし、学校法人聖ドミニコ学園理事長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり、洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合における避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合に、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所施設として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち、洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合に避難所として利用する施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合において避難所として利用する必要が生じた場合、乙の指定した場所に避難所を開設することができるものとする。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第５条　避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第７条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対し使用許可延長の申請を行い、その了承を得るものとする。

（避難所解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第９条　甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了する際は、乙に避難

所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第１０条　この協定書に定めなき事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、平成１７年１０月６日から平成１８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成１７年１０月６日

東京都世田谷区世田谷四丁目二十一番二十七号

（甲）　世　田　谷　区　長

東京都世田谷区岡本一丁目十番一号

（乙）　学校法人聖ドミニコ学園　理事長

〔資料協定第 107〕

避難所施設利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、東京都立烏山工業高等学校長を乙として、甲乙の間において、避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第５条　避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第７条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第９条　甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第 10 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協

議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、平成 11 年４月１日から平成 12 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成 11 年３月 10 日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区北烏山九丁目 22 番１号
乙　東京都立烏山工業高等学校長

※　当初、平成 11 年３月 10 日付で、烏山工業高等学校と協定を締結した。その後、都立高校の統廃合に伴い、世田谷泉高等学校が本協定を引き継いだ。

※　同内容の協定を、下記の都立高等学校長とも、平成11年11月１日付で締結している。

・相手方　東京都世田谷区用賀二丁目４番１号
東京都立桜町高等学校長

・相手方　東京都世田谷区船橋三丁目１８番１号
東京都立千歳丘高等学校長

・相手方　東京都世田谷区深沢七丁目３番１号
東京都立深沢高等学校長

・相手方　東京都世田谷区桜上水四丁目３番５号
東京都立松原高等学校長

〔資料協定第 108〕

避難所施設利用に関する協定書

世田谷区長を「甲」とし、東京都立芦花高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は､甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所施設として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において避難所として利用する必要が生じた場合、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

（応急危険度判定の実施）

第４条　甲は、避難所として利用する場合は、二次災害を防止するため東京都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査を行うものとする。

２　甲は、判定員が到着しない場合は、建築関係者により施設、設備等の安全確認を行うものとする。

（開設の通知）

第５条　甲は、第３条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第１０条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を

提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第１１条　この協定書に定めなき事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、平成１７年３月８日から平成１８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成１７年３月８日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
（甲）　世田谷区長

東京都世田谷区粕谷三丁目８番１号
（乙）　東京都立芦花高等学校長

※　同内容の協定書を、下記の相手方とも平成 20 年５月 19 日付で締結している。

・相手方　東京都世田谷区成城九丁目２５番１号
東京都立総合工科高等学校長

※　同内容の協定書を、下記の相手方とも平成 24 年６月 15 日付で締結している。

・　相手方　東京都世田谷区岡本二丁目９番１号
東京都立世田谷総合高等学校

〔資料協定第 109〕

避難所施設利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、筑波大学を乙として、甲乙の間において、避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第５条　避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第７条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第９条　甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第 10 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上､定めるものとする。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、平成12年２月15日から平成12年３月31日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成12年２月15日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

茨城県つくば市天王台一丁目１番１号
乙　筑波大学
代表者　筑波大学長

〔資料協定第 110〕

避難所施設利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、東京学芸大学を乙として、甲乙の間において、次の条項により、避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲と乙の間において乙が管理し、東京学芸大学教育学部附属世田谷小学校､同附属世田谷中学校、同附属高等学校の各校長（以下「各附属学校長」という。）に補助執行させる施設の一部を、甲が避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、各附属学校長の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲は、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、各附属学校長の指定した場所に避難所を開設することができる。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に各附属学校長に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、各附属学校長の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、各附属学校長に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第５条　避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、各附属学校長は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第７条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、各附属学校長に対し使用期間延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第８条　甲は、各附属学校長が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第９条　甲は、各附属学校長の管理する施設に開設した避難所を終了させる場合は、各附属学校長に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、各附属学校長の確認を受けた後、各附属学校長に引き渡すものとする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙で協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、平成12年２月15日から平成12年３月31日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成12年２月15日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都小金井市貫井北町四丁目１番１号
乙　東京学芸大学
代表者　東京学芸大学長

〔資料協定第 111〕

避難所施設利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、東京都市大学を乙として、甲・乙の間において、次の条項により、避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲と乙の間において乙が管理する施設の一部を、甲が避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙が管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第５条　避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第７条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用期間延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第９条　甲は、乙の管理する施設に開設した避難所を終了させる場合は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙で協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、平成１２年１２月２０日から平成１３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成１２年１２月２０日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区玉堤一丁目２８番１号
乙　東京都市大学
代表者　東京都市大学長

※　武蔵工業大学が東京都市大学に名称変更した。

〔資料協定第112〕

避難所施設利用に関する協定

世田谷区を甲とし、学校法人世田谷学園を乙として、甲乙の間において、避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

(目的)

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第３条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

(開設の通知)

第４条　甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、避難所の開設に緊急を要するときは、甲は、事前に乙にその旨の通知をすることなく、避難所を開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

第５条　避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

(相互協力)

第６条　この協定の実施に当たり、乙と世田谷区立三宿小学校は相互に協力するものとする。

(費用負担)

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(損害補償)

第８条　甲は、甲の要請に基づき乙の教職員等が、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

(開設期間)

第９条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第10条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第11条　甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第12条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上､定めるものとする。

(有効期間)

第13条　この協定の有効期間は、平成１８年３月２２日から平成１９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成１８年３月２２日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区三宿一丁目１６番３１号
乙　学校法人世田谷学園
代表者　理　事　長

〔資料協定第113〕

避難所施設利用に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と学校法人　成徳学園　下北沢成徳高等学校（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合の避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

(趣旨)

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

(避難所として利用できる施設の周知)

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第３条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

(開設の通知)

第４条　甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に当たって緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

第５条　避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（損害補償）

第７条　乙の教職員等が、甲の要請に基づき、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有する状態になったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和４１年７月世田谷区条例第２４号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(開設期間)

第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第９条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条　甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(実施細目)

第11条　この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目について定めるものとする。

(協議)

第12条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上､定めるものとする。

(有効期間)

第13条　この協定の有効期間は、平成１８年３月２２日から平成１９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成１８年３月２２日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区代田六丁目１２番３９号
乙　学校法人　成徳学園　下北沢成徳高等学校
代表者　校長

※　同内容の協定書を、下記の相手方とも平成１８年３月２２日付で締結している。

・相手方　東京都世田谷区北烏山八丁目１９番１号
学校法人　二階堂学園　（日本女子体育大学付属二階堂高等学校）
代表者　理事長

・相手方　東京都世田谷区松原二丁目１７番３４号
日本学園中学校・高等学校
代表者　理事長

・相手方　東京都世田谷区桜上水三丁目２４番２２号
日本大学櫻丘高等学校
代表者　学校長

・相手方　東京都世田谷区北沢一丁目１６番１０号
学校法人　松蔭学園
代表者

※　同内容の協定書を、下記の相手方とも平成１８年４月１日付で締結している。

・相手方　東京都世田谷区代沢一丁目２３番８号
学校法人　駒場学園
代表者　理事長

※　同内容の協定書を、下記の相手方とも平成２３年１２月１２日付で締結している。

・相手方　東京都世田谷区船橋７丁目２２番１号
学校法人大東学園
代表者　理事長

※　同内容の協定書を、下記の相手方とも平成２４年１２月１４日付で締結している。

・相手方　東京都世田谷区東玉川二丁目２１番８号
学校法人調布学園
代表者　理事長

※　同内容の協定書を、下記の相手方とも平成２７年３月３０日付で締結している。

・相手方　東京都世田谷区上用賀一丁目１７番１２号
駒澤大学高等学校
代表者　学校長

〔資料協定第 114〕

避難所施設利用に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と専修学校　日本菓子専門学校（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合の避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の準備が整った段階において、乙の指定する施設に避難所を開設することができる。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、避難所の開設に緊急を要するときは、甲は、事前に乙にその旨の通知をすることなく、避難所を開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第５条　避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（損害補償）

第７条　乙の教職員等が、甲の要請に基づき、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害を有する状態になったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和４１年７月世田谷区条例第２４号）の規定によりその損害を補償するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要があるときは、甲は、乙に対し使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早

期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第１０条　甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（実施細目）

第１１条　この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目について定めるものとする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１箇月前までに、甲乙いずれからも有効期間の延長をしない旨の書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２７年１０月２３日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区上野毛二丁目２４番２１号
乙　専修学校　日本菓子専門学校
代表者　校長

〔資料協定第 115〕

避難所施設利用に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と学校法人聖マリア学園セント・メリーズ・インターナショナル・スクール（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合の避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

（趣旨）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用することができる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用することができる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に当たって緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第５条　避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（損害補償）

第７条　乙の教職員等が、甲の要請に基づき、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第６２条第１項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有する状態になったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和４１年７月世田谷区条例第２４号)の規定によりその損害を補償するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用に係る許可の延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第１０条　甲は、乙の管理する施設を避難所として開設することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（実施細目）

第１１条　この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目に定めるものとする。

（協議）

第１２条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上､定めるものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、平成１９年１０月２６日から平成２０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成１９年１０月２６日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区瀬田一丁目６番１９号
乙　学校法人　聖マリア学園
セント・メリーズ・インターナショナル・スクール
代表者　学院長

〔資料協定第 116〕

障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書

世田谷区を甲とし、東京都立光明養護学校長を乙とし、甲乙の間において、避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、障害者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第２条　乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、介護を要する障害者等とする。この場合、甲は、介護者（家族等を含む。）を配置する。

（避難所として利用できる施設の周知）

第３条　甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第４条　甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

（開設の通知）

第５条　甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ速やかに、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第 10 条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に

引き渡すものとする。

（協議）

第 11 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定書の有効期間は、平成 11 年 11 月１日から平成 12 年３月 31 日までとする。ただし､期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成 11 年 11 月１日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区松原六丁目 38 番 27 号
乙　東京都立光明養護学校長

※　同内容の協定書を下記の都立学校とも平成１１年１１月１日付で締結している。

・相手方　東京都世田谷区池尻一丁目１番４号
東京都立青鳥養護学校長

・相手方　東京都世田谷区北烏山四丁目３７番１号
東京都立久我山盲学校長

※　東京都立光明養護学校は東京都立光明特別支援学校に、東京都立青鳥養護学校は東京都立青鳥特別支援学校に名称変更した。なお、光明特別支援学校とは平成 25 年 5 月 31 日付で協定を再締結した。

※　東京都立久我山盲学校は東京都立久我山青光学園に名称変更し、平成 22 年 4 月１日付で協定を再締結した。

※　東京都立光明特別支援学校は東京都立光明学園に名称変更し、令和 2 年 9 月 1 日付で協定を再締結した。また、青鳥特別支援学校とは令和 2 年 9 月 1 日付で協定を再締結した。

〔資料協定第 117〕

指定緊急避難場所施設利用に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び東京都市大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 49 条の４第１項の規定に基づく指定緊急避難場所として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害の種別）

第２条　指定緊急避難場所が対象とする災害は洪水及び内水氾濫とする。

（使用範囲）

第３条　甲が、乙の管理する施設のうち指定緊急避難場所として利用できる施設（以下「本件施設」という。）の範囲は別表のとおりとする。

（目的外使用の禁止）

第４条　甲は、本件施設を第１条に定める目的以外には使用しないものとする。

（指定緊急避難場所として利用できる施設の周知）

第５条　甲は、第３条で定めた本件施設の使用範囲を、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

２　乙は、本件施設について、指定緊急避難場所としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は、本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

（連絡責任者）

第７条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

（指定緊急避難場所の開設）

第８条　甲は、災害時において、指定緊急避難場所として利用する必要が生じた場合、第３条で

定めた場所を指定緊急避難場所として開設することができるものとする。
2　甲及び乙は、指定緊急避難場所を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

（開設の通知）
第９条　甲は、第８条に基づき指定緊急避難場所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

（指定緊急避難場所の管理）
第 10 条　災害時における、指定緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
2　指定緊急避難場所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。
3　指定緊急避難場所を閉鎖する場合、甲は、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

（使用時の注意事項）
第 11 条　甲は、指定緊急避難場所として本件施設を使用する者に対し、第３条の使用範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。
2　乙は、本件施設に地域住民等が避難したときに発生した事故に対する責任は一切負わないものとする。

（費用負担）
第 12 条　本件施設の指定緊急避難場所としての使用料は無償とする。
2　指定緊急避難場所の管理運営に係る費用及び避難者によって指定緊急避難場所に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（開設期間）
第 13 条　指定緊急避難場所の開設期間は、災害発生の日から３日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用許可期限延長の申請をするものとする。

（指定緊急避難場所解消への努力）
第 14 条　甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該指定緊急避難場所の早期解消に努めるものとする。

（指定緊急避難場所の終了）
第 15 条　甲は、災害の危険がなくなった場合、又は、避難者を自宅等へ誘導した場合など、本件施設の指定緊急避難場所としての利用を終了する際は、乙に指定緊急避難場所使用終了届を提出するとともに、本件施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（情報の不開示）

第 16 条　甲は、本協定で知り得た乙に関する情報を、第三者に提供してはならない。

２　乙は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

（実施細目）

第 17 条　この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙の代表者が協議の上、実施細目に定めるものとする。

（協議事項）

第 18 条　この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 19 条　本協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。

２　前項の期間満了の日から３か月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら申し出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に１年間更新されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年９月２５日

甲　東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区長　　保　坂　　展　人

乙　東京都世田谷区玉堤一丁目２８番１号
東京都市大学
学　　長　　三　木　　千　壽

別表

名称	所 在 地	使用箇所	使用床面積	収 容 数
等々力キャンパス２号館	世田谷区等々力８－２－１３	２１３教室	３１６．５５㎡	２３８名
等々力キャンパス２号館	世田谷区等々力８－２－１３	２２６教室	２９２．６７㎡	２２１名
等々力キャンパス２号館	世田谷区等々力８－２－１３	学生ホール	２７０．６７㎡	
等々力キャンパス２号館	世田谷区等々力８－２－１３	男女更衣室	３２．５０㎡	
等々力キャンパス２号館	世田谷区等々力８－２－１３	男女トイレ、多目的トイレ	４７．０２㎡	
等々力キャンパス３号館	世田谷区等々力８－９－１８	地下駐車場		１０台
等々力キャンパス３号館	世田谷区等々力８－９－１８	屋外駐車場		７台

〔資料協定第 118〕

指定緊急避難場所等施設利用に関する協定書

世田谷区を「甲」、東京都立園芸高等学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり指定緊急避難場所または予備避難所（以下「指定緊急避難場所等」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 49 条の４第１項の規定に基づく指定緊急避難場所、またはこの協定書に基づく予備避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害の種別）

第２条　指定緊急避難場所が対象とする災害は洪水及び内水氾濫とする。また、予備避難所が対象とする災害は震災とする。

（使用範囲）

第３条　甲が、乙の管理する施設のうち指定緊急避難場所等として利用できる施設（以下「本件施設」という。）の範囲は別表のとおりとする。

（目的外使用の禁止）

第４条　甲は、本件施設を第１条に定める目的以外には使用しないものとする。

（指定緊急避難場所等施設として利用できる施設の周知）

第５条　甲は、本件施設の範囲を、第２条に定める災害の種別ごとに、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

２　乙は、本件施設について、指定緊急避難場所等としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は、本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

（連絡責任者）

第７条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

（指定緊急避難場所等の開設）

第８条　甲は、災害時において、指定緊急避難場所等として利用する必要が生じた場合、乙の指定した場所を指定緊急避難場所等として開設することができるものとする。

２　甲及び乙は、指定緊急避難場所等を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

（開設の通知）

第９条　甲は、第８条に基づき指定緊急避難場所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、指定緊急避難場所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を指定緊急避難場所等として開設することができるものとする。この場合において、開設後速やかに、甲は乙に対し指定緊急避難場所等を開設した旨通知するものとする。

（指定緊急避難場所等の管理）

第 10 条　災害時における、指定緊急避難場所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　指定緊急避難場所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

３　指定緊急避難場所等を閉鎖する場合、甲は、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

（使用時の注意事項）

第 11 条　甲は、指定緊急避難場所等として本件施設を使用する者に対し、第３条の使用範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

２　乙は、本件施設に地域住民等が避難したときに発生した事故に対する責任は一切負わないものとする。

（費用負担）

第 12 条　本件施設の指定緊急避難場所等としての使用料は無償とする。

２　指定緊急避難場所等の管理運営に係る費用及び避難者によって指定緊急避難場所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第 13 条　予備避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内、指定緊急避難場所の開設期間は、災害発生の日から３日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用許可期限延長の申請をするものとする。

（指定緊急避難場所等解消への努力）

第 14 条　甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該指定緊急避難場所等の早期解消に努めるものとする。

（指定緊急避難場所等の終了）

第 15 条　甲は、災害の危険がなくなった場合、又は、避難者を自宅等へ誘導した場合など、本件施設の指定緊急避難場所等としての利用を終了する際は、乙に指定緊急避難場所等使用終了届を提出するとともに、本件施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（情報の不開示）

第 16 条　甲は、本協定で知り得た本件施設の警備に関する情報を、第三者に提供してはならない。

２　乙は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

（協議事項）

第 17 条　この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 18 条　本協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。

２　前項の期間満了の日から３か月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら申し出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に１年間更新されるものとし、以後この例による。

（既存協定の廃止）

第 19 条　既存協定「避難施設利用に関する協定書（平成 11 年 11 月 1 日付締結)」は、本協定締結後に廃止する。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年１０月１２日

甲　東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区長　　保　坂　　展　人

乙　東京都世田谷区深沢五丁目３８番１号
東京都立園芸高等学校
校　　長　　並　川　　直　人

別表

部屋の名称	使用床面積	収容人数
体育館	1,331 ㎡	おおよそ 806 名
武道場	626 ㎡	おおよそ 379 名

〔資料協定第 119〕

避難所の開設に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と戸板中学校・戸板女子高等学校（以下「乙」という。）は、世田谷区内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が避難所を開設することに関し、次の条項により協定を締結する。

（開設）

第１条　甲は世田谷区内において災害が発生した場合において、必要に応じて乙の施設の一部に避難所を開設することができるものとする。

２　前項の施設及び避難所を開設する位置は、乙の代表者があらかじめ指定するものとする。

（管理運営）

第２条　　前条の避難所（以下単に「避難所」という。）の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、可能な限り避難所の管理運営に協力するものとする。

（受け入れる者）

第３条　甲が避難所に受け入れる者は、次に掲げるものとする。

（１）　世田谷区内に在住する妊産婦及びその家族

（２）　世田谷区内に在住する乳幼児及びその家族

（３）　前２号に掲げる者のほか、甲が受入れを特に必要と認める者

（開設期間）

第４条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、７日を超えて避難所を管理運営する必要があるときは、乙の代表者の承諾を得て避難所の管理運営を継続することができるものとする。

３　甲は前項の規定により避難所の管理運営を継続するときは、避難所を早期に閉鎖するよう努め、乙の教育活動の再開に配慮しなければならない。

（費用の負担）

第５条　避難所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

（開設の通知）

第６条　甲は、避難所を開設するときは、あらかじめ乙の代表者に書面又は口頭で通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要するときは、同項の規定による通知をすることなく避難所を開設することができる。この場合において、甲は、避難所を開設した旨を速やかに乙の代表者に通知しなければならない。

（原状回復等）

第７条　甲は、避難所を閉鎖したときは、避難所使用終了届を乙の代表者に提出し、避難所を開設した乙の施設を速やかに原状に復して乙の代表者の確認を受けなければならない。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成２６年２月１２日から平成２７年３月３１日までとする。

ただし、有効期間満了の日の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（実施細目）

第９条　この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙の代表者が協議の上、実施細目に定めるものとする。

（協議）

第 10 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙の代表者が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年２月１２日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長

東京都世田谷区用賀二丁目 16 番１号

乙　戸板中学校・戸板女子高等学校

代表者　学　校　長

〔資料協定第 120〕

避難所の開設に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と佼成学園女子中学高等学校（以下「乙」という。）は、世田谷区内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が避難所を開設することに関し、次の条項により協定を締結する。

（開設）

第１条　甲は世田谷区内において災害が発生した場合において、必要に応じて乙の施設の一部に避難所を開設することができるものとする。

２　前項の施設及び避難所を開設する位置は、乙の代表者があらかじめ指定するものとする。

（管理運営）

第２条　　前条の避難所（以下単に「避難所」という。）の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、可能な限り避難所の管理運営に協力するものとする。

（受け入れる者）

第３条　甲が避難所に受け入れる者は、次に掲げるものとする。

（１）　世田谷区内に在住する妊産婦及びその家族

（２）　世田谷区内に在住する乳幼児及びその家族

（３）　前２号に掲げる者のほか、甲が受入れを特に必要と認める者

（開設期間）

第４条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、７日を超えて避難所を管理運営する必要があるときは、乙の代表者の承諾を得て避難所の管理運営を継続することができるものとする。

３　甲は前項の規定により避難所の管理運営を継続するときは、避難所を早期に閉鎖するよう努め、乙の教育活動の再開に配慮しなければならない。

（費用の負担）

第５条　避難所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

（開設の通知）

第６条　甲は、避難所を開設するときは、あらかじめ乙の代表者に書面又は口頭で通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要するときは、同項の規定による通知をすることなく避難所を開設することができる。この場合において、甲は、避難所を開設した旨を速やかに乙の代表者に通知しなければならない。

（原状回復等）

第７条　甲は、避難所を閉鎖したときは、避難所使用終了届を乙の代表者に提出し、避難所を開設した乙の施設を速やかに原状に復して乙の代表者の確認を受けなければならない。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成２６年２月１２日から平成２７年３月３１日までとする。

ただし、有効期間満了の日の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（実施細目）

第９条　この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙の代表者が協議の上、実施細目に定めるものとする。

（協議）

第 10 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙の代表者が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年２月１２日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長

東京都世田谷区給田二丁目１番１号

乙　佼成学園女子中学高等学校

代表者　学　校　長

〔資料協定第 121〕

避難所の開設に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と目黒星美学園中学高等学校（以下「乙」という。）とは、世田谷区内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が避難所を開設することに関し、次の条項により協定を締結する。

（開設）

第１条　甲は、世田谷区内において災害が発生した場合において、必要に応じて乙のラウラメモリアルホールに避難所を開設することができるものとする。

（管理運営）

第２条　　前条の避難所（以下単に「避難所」という。）の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、可能な限り避難所の管理運営に協力するものとする。

（受け入れる者）

第３条　甲が避難所に受け入れる者は、次に掲げる者とする。

（１）　世田谷区内に在住する妊産婦及びその家族

（２）　世田谷区内に在住する乳幼児及びその家族

（３）　独立行政法人国立成育医療研究センター（世田谷区大蔵二丁目１０番１号）の医師等から受入要請のあった妊産婦及びその家族又は乳幼児及びその家族

（４）　前３号に掲げる者のほか、甲が受入れを特に必要と認める者

（開設期間）

第４条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、７日を超えて避難所を管理運営する必要があるときは、乙の代表者の承諾を得て避難所の管理運営を継続することができるものとする。

３　甲は、前項の規定により避難所の管理運営を継続するときは、避難所を早期に閉鎖するよう努め、乙の教育活動の再開に配慮しなければならない。

（費用の負担）

第５条　避難所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

（開設の通知）

第６条　甲は、避難所を開設するときは、あらかじめ乙の代表者に書面又は口頭で通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要するときは、同項の規定による通知をすることなく避難所を開設することができる。この場合において、甲は、避難所を開設した旨を速やかに乙の代表者に通知しなければならない。

（原状回復等）

第７条　甲は、避難所を閉鎖したときは、避難所使用終了届を乙の代表者に提出し、避難所を開設したラウラメモリアルホールを速やかに原状に復して乙の代表者の確認を受けなければならない。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成２６年１０月２３日から平成２７年３月３１日までとする。

ただし、有効期間満了の日の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（実施細目）

第９条　この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙の代表者が協議の上、実施細目に定めるものとする。

（協議）

第 10 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙の代表者が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年１０月２３日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長

東京都世田谷区大蔵二丁目 8 番 1 号

乙　目黒星美学園中学高等学校

代表者　学校長

〔資料協定第 122〕

避難所の開設に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と玉川聖学院中等部・高等部（以下「乙」という。）とは、世田谷区内において災害が発生した場合において、乙の施設の一部に甲が避難所を開設することに関し、次の条項により協定を締結する。

（開設）

第１条 甲は、世田谷区内において災害が発生した場合において、状況に応じて乙が指定する場所に福祉避難所（母子）を開設することができる。

（管理運営）

第２条　　前条の避難所（以下単に「避難所」という。）の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、可能な限り避難所の管理運営に協力するものとする。

（受け入れる者）

第３条　甲が避難所に受け入れる者は、次に掲げる者とする。

（１） 世田谷区内に在住する妊産婦及びその家族

（２） 世田谷区内に在住する乳幼児及びその家族

（３） 前２号に掲げる者のほか、甲が受入れを特に必要と認める者

（開設期間）

第４条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、７日を超えて避難所を管理運営する必要があるときは、乙の代表者の承諾を得て避難所の管理運営を継続することができるものとする。

３　甲は、前項の規定により避難所の管理運営を継続するときは、避難所を早期に閉鎖するよう努め、乙の教育活動の再開に配慮しなければならない。

（費用の負担）

第５条　避難所の管理運営に要する費用は、甲が負担する。

（開設の通知）

第６条　甲は、避難所を開設するときは、あらかじめ乙の代表者に書面又は口頭で通知するものとする。

（原状回復等）

第７条　甲は、避難所を閉鎖したときは、避難所使用終了届を乙の代表者に提出し、避難所を開設した場所を速やかに原状に復して乙の代表者の確認を受けなければならない。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成３１年３月３１日までとする。

ただし、有効期間満了の日の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（実施細目）

第９条　この協定の実施に必要な事項については、甲及び乙の代表者が協議の上、実施細目に定めるものとする。

（協議）

第 10 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙の代表者が協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するために本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成３１年３月２７日

東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

甲　世田谷区

代表者　世田谷区長　保坂　展人

東京都世田谷区奥沢七丁目 11 番 22 号

乙　玉川聖学院中等部・高等部

代表者　中高等部長　櫛田　真実

〔資料協定第 123〕

災害時における協力等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）、社会福祉法人世田谷ボランティア協会（以下「乙」という。）及び日本体育大学（以下「丙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合において甲又は乙が行う被災者支援に対して丙が行う協力等について定めるものとする。

（内容）

第２条　丙は、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる施設及びその附帯設備を無償で甲又は乙に使用させるものとする。

（１）スポーツ棟２階メインアリーナ２

（２）スポーツ棟１階エントランス、小体育館７及び８

（３）スポーツ棟１階スポーツトレーニングセンター

（４）スポーツ棟地下１階中体育館３

（５）バス等車両駐車スペース

２　甲又は乙は、前項各号に掲げる施設及びその附帯設備を支援物資の集積場所又はボランティア活動の拠点として使用するものとする。

３　第１項の規定は、次に掲げる場合は適用しないものとする。

（１）丙がその教職員、学生等の避難等で使用する場合

（２）第１項各号に掲げる施設が改修中又は改築中である場合

（３）第１項各号に掲げる施設が倒壊するおそれがある場合

（期間）

第３条　丙が前条第１項各号に掲げる施設及びその附帯設備を甲又は乙に使用させる期間は、同項の要請があった日から２週間とする。

２　前項の期間は、災害の状況に応じ、甲、乙及び丙が協議して延長することができるものとする。

（要請の方法）

第４条　第２条第１項の要請は、書面を送付する方法により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第２条第１項の要請は、緊急を要するときに限り、口頭その他の方法により行うことができる。この場合においては、事後速やかに同項の書面を送付するものとする。

（原状回復）

第５条　甲又は乙は、第２条第１項各号に掲げる施設及びその附帯設備の使用を終了したときは、同号に掲げる施設及びその附帯設備を速やかに原状に復し、使用終了届を丙の代表者に提出し、丙の代表者の確認を受けなければならない。

（経費の負担）

第６条　この協定を施行するために要する経費は、法令等に定めがある場合を除き、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（平常時の連携）
第７条　甲、乙及び丙は、この協定を円滑に施行するため、平常時において次の各号に掲げる事項について連携を図るものとする。
（１）災害発生時における甲、乙及び丙間の協力のあり方に関する研究
（２）連絡会の開催
（３）教職員、学生等に対する防災に係る啓発
（４）前３号に掲げるもののほか、この協定の円滑な施行に資すること。
（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の１箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を１年間延長されるものとし、その後においても同様とする。
（細則）
第９条　この協定の施行に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定める。
（協議）
第１０条　この協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議して決するものとする。

甲、乙及び丙は、この協定の成立を証するため、本協定書を３通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２７年３月３１日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区下馬二丁目２０番１４号
乙　社会福祉法人世田谷ボランティア協会
代表者　理　事　長

東京都世田谷区深沢七丁目１番１号
丙　日本体育大学　学　長

〔資料協定第 124〕

学校法人東邦大学と世田谷区の連携・協力に関する協定書

学校法人東邦大学（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）は、これまで醸成してきた連携・協力関係をさらに発展させ、それぞれの社会的な役割を尊重し、双方向の連携をもって、安心して暮らせる地域社会を築くため、ここに協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策、医療・保健福祉の分野を中心に、甲と乙それぞれの特性を生かして連携・協力することで、ともに支え合い、安心して暮らせるまちの形成を目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

(1) 災害対策に関する事項

(2) 医療・保健福祉に関する事項

(3) その他甲と乙が必要と認める事項

（協力方法等）

第３条　第２条に掲げる連携・協力事項の具体的実施に当たっては、甲と乙の担当部局との協議の上、協力方法、成果の利用及び費用負担等について定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１箇月前までに、甲乙いずれからも有効期間の延長をしない旨の書面による申し出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第５条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲と乙との間で協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、各々1通を保管する。

平成２９年1月２８日

東京都大田区大森西五丁目２１番１６号
甲　学校法人東邦大学
代表者　理　事　長　　炭山　嘉伸

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
乙　世田谷区
代表者　世田谷区長　　保坂　展人

〔資料協定第 125〕

災害時における協力等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）、社会福祉法人世田谷ボランティア協会（以下［乙］という。）及び学校法人国士舘（以下「丙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合において甲又は乙が行う被災者支援に対して丙が行う協力等について定めるものとする。

（内容）

第２条　丙は、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる施設及びその附帯設備を無償で甲又は乙に使用させるものとする。

（１）　３４号館（サンクンガーデン）

（２）　３４号館学生食堂（地下）

２　甲又は乙は、前項各号に掲げる施設及びその附帯施設を支援物資の集積場所又はボランティア活動の拠点として使用するものとする。

３　第１項の規定は、次に掲げる場合は適用しないものとする。

（１）　丙がその教職員、学生等の避難等で使用する場合

（２）　第１項各号に掲げる施設が改修中又は改築中である場合

（３）　第１項各号に掲げる施設が倒壊するおそれがある場合

（期間）

第３条　丙が前条第１項各号に掲げる施設及びその附帯設備を甲又は乙に使用させる期間は、同項の要請があった日から２週間とする。

２　前項の期間は、災害の状況に応じ、甲、乙及び丙が協議して延長することができるものとする。

（要請の方法）

第４条　第２条第１項の要請は、書面を送付する方法により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第２条第１項の要請は、緊急を要するときに限り、口頭その他の方法により行うことができる。この場合においては、事後速やかに同項の書面を送付するものとする。

（原状回復）

第５条　甲又は乙は、第２条第１項各号に掲げる施設及びその附帯設備の使用を終了したときは、同号に掲げる施設及びその附帯設備を速やかに原状に復し、使用終了届を丙の代表者に提出し、丙の代表者の確認を受けなければならない。

（経費の負担）

第６条　この協定を施行するために要する経費は、法令等に定めがある場合を除き、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（平常時の連携）

第７条　甲、乙及び丙は、この協定を円滑に施行するため、平常時において次の各号に掲げる事項について連携を図るものとする。

（１）　災害発生時における甲、乙及び丙間の協力のあり方に関する研究

（２）　連絡会の開催
（３）　教職員、学生等に対する防災に係る啓発
（４）　前３号に掲げるもののほか、この協定の円滑な施行に資すること
（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の１箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を一年間延長されるものとし、その後においても同様とする。
（細則）
第９条　この協定の施行に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定める。
（協議）
第１０条　この協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議して決するものとする。

甲、乙及び丙は、この協定の成立を証するため、本協定書を３通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２８年７月２６日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区下馬二丁目２０番１４号
乙　社会福祉法人　世田谷ボランティア協会
代表者　理事長

東京都世田谷区世田谷四丁目２８番１号
丙　学校法人　国士舘
代表者　理事長

〔資料協定第 126〕

災害時における協力等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）、社会福祉法人世田谷ボランティア協会（以下［乙］という。）及び学校法人昭和女子大学（以下「丙」という。）は、次の条件により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合において甲又は乙が行う被災者支援に対して丙が行う協力等について定めるものとする。

（内容）

第２条　丙は、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる施設及びその附帯設備を無償で甲又は乙に使用させるものとする。

（１）　新体育館１階西側通路

（２）　新体育館アリーナの一部およびギャラリー

（３）　新体育館内同窓会研修室

（４）　テニスコート（新体育館裏手）

（５）　バス等車両臨時駐車スペース

２　甲又は乙は、前項各号に掲げる施設及びその附帯施設を支援物資の集積場所又はボランティア活動の拠点として使用するものとする。

３　第１項の規定は、次に掲げる場合は適用しないものとする。

（１）　丙がその教職員、学生等の避難等で使用する場合

（２）　第１項各号に掲げる施設が改修中又は改築中である場合

（３）　第１項各号に掲げる施設が倒壊するおそれがある場合

（期間）

第３条　丙が前条第１項各号に掲げる施設及びその附帯設備を甲又は乙に使用させる期間は、同項の要請があった日から２週間とする。

２　前項の期間は、災害の状況に応じ、甲、乙及び丙が協議して延長することができるものとする。

（要請の方法）

第４条　第２条第１項の要請は、書面を送付する方法により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第２条第１項の要請は、緊急を要するときに限り、口頭その他の方法により行うことができる。この場合においては、事後速やかに同項の書面を送付するものとする。

（原状回復）

第５条　甲又は乙は、第２条第１項各号に掲げる施設及びその附帯設備の使用を終了したときは、同号に掲げる施設及びその附帯設備を速やかに原状に復し、使用終了届を丙の代表者に提出し、丙の代表者の確認を受けなければならない。

（経費の負担）

第６条　この協定を施行するために要する経費は、法令等に定めがある場合を除き、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（平常時の連携）
第７条　甲、乙及び丙は、この協定を円滑に施行するため、平常時において次の各号に掲げる事項について連携を図るものとする。
（１）　災害発生時における甲、乙及び丙間の協力のあり方に関する研究
（２）　連絡会の開催
（３）　教職員、学生等に対する防災に係る啓発
（４）　１～３号に掲げるもののほか、この協定の円滑な施行に資すること。
（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の１箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を一年間延長されるものとし、その後においても同様とする。
（細則）
第９条　この協定の施行に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定める。
（協議）
第１０条　この協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議して決するものとする。

甲、乙及び丙は、この協定の成立を証するため、本協定書を３通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２８年７月２９日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区下馬二丁目２０番１４号
乙　社会福祉法人世田谷ボランティア協会
代表者　理　事　長

東京都世田谷区太子堂一丁目７番５７号
丙　学校法人　昭和女子大学
代表者　理　事　長

〔資料協定第 127〕

災害時における協力等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）、社会福祉法人世田谷ボランティア協会（以下「乙」という。）及び学校法人二階堂学園　日本女子体育大学（以下「丙」という。）は、次の条件により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合において甲又は乙が行う被災者支援に対して丙が行う協力等について定めるものとする。

（内容）

第２条　丙は、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる施設及びその附帯設備を無償で甲又は乙に使用させるものとする。

（１）大学総合体育館１階入口外側広場

（２）大学総合体育館前グリーン広場南側一部

（３）北館・Nゼミ室

２　甲又は乙は、前項各号に掲げる施設及びその附帯設備を支援物資の集積場所又はボランティア活動の拠点として使用するものとする。

３　第１項の規定は、次に掲げる場合は適用しないものとする。

（１）丙がその教職員、学生等の避難等で使用する場合

（２）第１項各号に掲げる施設が改修中又は改築中である場合

（３）第１項各号に掲げる施設が倒壊するおそれがある場合

（期間）

第３条　丙が前条第１項各号に掲げる施設及びその附帯設備を甲又は乙に使用させる期間は、同項の要請があった日から２週間とする。

２　前項の期間は、災害の状況に応じ、甲、乙及び丙が協議して延長することができるものとする。

（要請の方法）

第４条　第２条第１項の要請は、書面を送付する方法により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第２条第１項の要請は、緊急を要するときに限り、口頭その他の方法により行うことができる。この場合においては、事後速やかに同項の書面を送付するものとする。

（原状回復）

第５条　甲又は乙は、第２条第１項各号に掲げる施設及びその附帯設備の使用を終了したときは、同号に掲げる施設及びその附帯設備を速やかに原状に復し、使用終了届を丙の代表者に提出し、丙の代表者の確認を受けなければならない。

（経費の負担）

第６条　この協定を施行するために要する経費は、法令等に定めがある場合を除き、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（平常時の連携）

第７条　甲、乙及び丙は、この協定を円滑に施行するため、平常時において次の各号に掲げる事

項について連携を図るものとする。

（1）災害発生時における甲、乙及び丙間の協力のあり方に関する研究

（2）連絡会の開催

（3）教職員、学生等に対する防災に係る啓発

（4）前各号に掲げるもののほか、この協定の円滑な施行に資すること。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の１箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を１年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（細則）

第９条　この協定の施行に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定める。

（協議）

第１０条　この協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議して決するものとする。

甲、乙及び丙は、この協定の成立を証するため、本協定書を３通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２９年６月２３日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区下馬二丁目２０番１４号
乙　社会福祉法人世田谷ボランティア協会
代表者　理事長

東京都世田谷区北烏山八丁目１９番１号
丙　学校法人二階堂学園
代表者　理事長

〔資料協定第 128〕

災害時における協力等に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）、社会福祉法人世田谷ボランティア協会（以下［乙］という。）及び日本大学商学部（以下「丙」という。）は、次の条件により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、世田谷区内において大規模な災害が発生した場合において甲又は乙が行う被災者支援に対して丙が行う協力等について定めるものとする。

（内容）

第２条　丙は、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる施設及びその附帯設備を無償で甲又は乙に使用させるものとする。

（１）　ガレリア（１号館・２号館　建物間通路）

（２）　１００周年記念体育館地下１階アリーナの一部

（３）　１００周年記念体育館地下１階多目的室②

（４）　１号館１階サイバースペース・コスモス

（５）　２号館１階中央ラウンジ

（６）　バス等車両臨時駐車スペース

２　甲又は乙は、前項各号に掲げる施設及びその附帯施設を支援物資の集積場所又はボランティア活動の拠点として使用するものとする。

３　第１項の規定は、次に掲げる場合は適用しないものとする。

（１）　丙がその教職員、学生等の避難等で使用する場合

（２）　第１項各号に掲げる施設が改修中又は改築中である場合

（３）　第１項各号に掲げる施設が倒壊するおそれがある場合

（期間）

第３条　丙が前条第１項各号に掲げる施設及びその附帯設備を甲又は乙に使用させる期間は、同項の要請があった日から２週間とする。

２　前項の期間は、災害の状況に応じ、甲、乙及び丙が協議して延長することができるものとする。

（要請の方法）

第４条　第２条第１項の要請は、書面を送付する方法により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第２条第１項の要請は、緊急を要するときに限り、口頭その他の方法により行うことができる。この場合においては、事後速やかに同項の書面を送付するものとする。

（原状回復）

第５条　甲又は乙は、第２条第１項各号に掲げる施設及びその附帯設備の使用を終了したときは、同号に掲げる施設及びその附帯設備を速やかに現状に復し、使用終了届を丙の代表者に提出し、丙の代表者の確認を受けなければならない。

（経費の負担）

第６条　この協定を施行するために要する経費は、法令等に定めがある場合を除き、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（平常時の連携）

第７条　甲、乙及び丙は、この協定を円滑に施行するため、平常時において次の各号に掲げる事項について連携を図るものとする。

（１）　災害発生時における甲、乙及び丙間の協力のあり方に関する研究

（２）　連絡会の開催

（３）　教職員、学生等に対する防災に係る啓発

（４）　前３号に掲げるもののほか、この協定の円滑な施行に資すること。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、当該有効期間の満了日の１箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を一年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（細則）

第９条　この協定の施行に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定める。

（協議）

第１０条　この協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議して決するものとする。

甲、乙及び丙は、この協定の成立を証するため、本協定書を３通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２９年７月１４日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長

東京都世田谷区下馬二丁目２０番１４号
乙　社会福祉法人世田谷ボランティア協会
代表者　理　事　長

東京都世田谷区砧五丁目２番１号
丙　日本大学商学部
代表者　商 学 部 長

〔資料協定第 129〕

災害時における協力態勢に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び東京都立園芸高等学校（以下「乙」という。）は、地震その他の災害時における協力態勢に関し、次の条項により協定を締結する。

（駐車場用地の提供）

第１条　乙の代表者は、災害の発生時における甲の要請に応じ、乙の敷地の一部を駐車場として使用することを承諾するものとする。

２　前項の駐車場として使用する乙の敷地の範囲は、乙の代表者が定めるものとする。

（駐車場の使用）

第２条　前条の駐車場は、災害応急対策又は災害復旧の業務に従事する者（次項において「従事者」という。）が運行する車両を駐車するために使用するものとする。

２　従事者の範囲並びに前項の車両の種類及び台数は、あらかじめ甲及び乙の代表者が協議して定めるものとする。

（要請の方法）

第３条　第１条第１項の要請の方法は、あらかじめ甲及び乙の代表者が協議して定めるものとする。

（看板等の設置）

第４条　甲は、第１条第１項の駐車場の付近に当該駐車場がこの協定に基づく駐車場である旨を表示する看板等を設置するものとする。

２　前項の看板等の規格、位置等は、あらかじめ甲及び乙の代表者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の日の３箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（その他）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙の代表者が協議して定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成２６年３月１日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　世田谷区
代表者　世田谷区長　保　坂　展　人

東京都世田谷区深沢五丁目３８番１号
乙　東京都立園芸高等学校
代表者　学　校　長　徳　田　安　伸